

親子交流支援のご案内

親子交流支援を希望されるお父さん・お母さんへ

健やかな子どもの成長を願って

Ⅰ 親子交流とは

当相談室では、親子交流は子どもが両親の存在を実感でき、そのことが子どもの健やかな人格形成に資するものと考えています。

当相談室では、親子交流を行うにあたって二つの事を目標にしています。

一つ目は、子どもが面会親との交流を通して、幸福を実感できるような交流を実現させることです。

二つ目は、将来的に両親が協力し合って、自分たちで親子交流ができるようになってもらうことです。

親子交流を行うことの意義を理解されていても、お父さんお母さんが自分たちだけで交流を行うことが難しい場合に、有料で親子交流を支援いたします。

なお、申込みを検討されている方に対して、無料の「見学説明会」を実施しています。

公益社団法人 家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室



〒540-0026

大阪府中央区本町1丁目2番8号

TSKビル 903号

電話 06(6943)6783



<https://fpic-osaka.org/>

大阪ファミリー相談室

検索

2 親子交流支援の申込みに必要なこと

- 父母ともに、当相談室の親子交流支援を受ける意思が必要です。
- 調停調書・審判書・公正証書等の合意書が必要です。
- その合意書には、支援の内容・頻度・費用負担割合等の記載が必要です。
- 父母ともに、当相談室のルールを守っていただく必要があります。



3 親子交流支援申込みの手順

①事前面接の日時の予約

前項の「親子交流支援の申込みに必要なこと」を確認の上、電話で事前面接を予約してください。父母双方からの申込みが必要です。

②事前面接

父母それぞれ、別の日時に当相談室において、事情をお聞きします。
その際に、当相談室の支援方針や当相談室のルール等の説明をします。
プレイルームの見学もできます。（親子交流中は見学できません）

事前面接の時間： 1 回 約 60 分

費用： 父母それぞれ 6,000 円（税込み）

③申込み手続

父母双方の意思が固まれば、申込みの手続きをしていただき、当相談室で支援をお引き受けするかどうかを判断します。

申込書： 父母それぞれから提出

付添型（長期）と受渡型 申込金： 父母あわせて 12,000 円（税込み）

付添型（短期）申込金： 父母あわせて 6,000 円（税込み）

（途中で親子交流支援が中止になってもお返しできません）

④親子交流支援の開始

第1回親子交流日と支援担当者2名（学生ボランティアが加わることもあります）を決めて、父母それぞれに連絡します。

事前面接申込先



公益社団法人 家庭問題情報センター

大阪ファミリー相談室

受付： 月曜日 ～ 金曜日

午前10時 ～ 午後4時

電話： 06(6943)6783

4 親子交流支援の種類と費用

① 付添型

支援担当者が付き添って、当相談室のプレイルームや屋上広場、外部（公園、近隣施設等）で親子交流を行います。個人の家では行いません。

◆付添型（長期型）1年・・・月1回が限度

外部で親子交流を行う場合は、支援担当者の交通費や施設入場料等の実費も負担していただきます。

◆付添型（短期型）3ヵ月・・・2回を限度に当相談室のプレイルームで行います。

「短期型」の対象は、例えば以下の場合です。

- ・裁判所の審判・訴訟手続きを経て申し込まれる場合
- ・公正証書による合意書の場合
- ・試行的親子交流をしていないなど当相談室が「短期型」が相当と判断した場合

なお、「長期型」に切り替えるかどうかは、「短期型」支援の結果により当相談室で判断します。したがって、「長期型」契約をお断りすることもあります。また、「短期型」支援終了日より3ヵ月以内に「長期型」に切り替える場合、申込金は6,000円（税込み）となります。



② 受渡型（1年）・・・月1回が限度

親子交流の送迎時、自分たちだけで子どもの受渡しができない場合、10時から17時の間で5時間を限度として受渡しを支援します。受渡しは当相談室もしくは駅、公園など公共の場所とし、当相談室から公共交通機関等を利用して、片道1時間半以内の場所に限ります。当相談室から子ども及び支援担当者の交通費等を負担していただきます。支援担当者は親子交流に立ち合いませんが、親子交流中の緊急連絡には対応します。初回は当相談室において付添型で行い費用は付添型に準じます。

③ 費用

（税込み）

支援料 （1回につき）	付添型	1時間まで	10,000円
		2時間まで	14,000円
	受渡型	3時間まで	10,000円
		5時間まで	14,000円

外部で交流するときは、別途交通費と施設利用料がかかります。
時間の区分については、当相談室との契約に基づきます。

費用の負担割合と減額規定

親子交流は、子どものために行う父母が助け合って行う作業ですから、当相談室の費用は父母がともに負担することが望ましいです。ただし、経済的に困窮している場合は、1年間に限り、申込金と支援料について減額規定があります。事前面接担当者に尋ねてください。

5 親子交流の大切な当室のルール

* 日程の調整

親子交流は月1回が限度です。支援担当者が父母それぞれと調整して、日時を決めます。なお、当相談室の判断で、親子交流時間を短縮あるいは中止する場合があります。

* 親子交流できる人

子どもと別れて暮らしている親です。父母の合意があれば、祖父母との交流も認めています。

* 父母の合意があれば認めているもの

プレゼント、飲み物、写真や動画の撮影、録音、祖父母や親族との通信や通話等。ただし、離婚調停等争いが続いている場合は写真や動画撮影等認めていません。また、親子交流中の写真や情報等をSNSへの投稿を含め、外部に公開することは禁止しています。

* 事故等への対応

親子交流中の子どもの安全確保は、面会親の責任で行ってください。物損事故、人身事故に対する損害賠償については補償しません。

支援の中止

* 父母から、当事者同士での親子交流ができると申出があった場合

* 父母や関係者の以下のような不適切な行為により、当相談室が支援の中止を決めた場合

- ・ 親子交流中に感情的になって暴言・暴力があった場合
- ・ 子どもを連れ去ろうとした場合
- ・ 当相談室のルールや親子交流の約束ごとを守らなかった場合
- ・ 飲酒して来室した場合
- ・ その他、重大な違反や子の福祉に反する行為など信頼関係を害する行為があった場合



届けよう 親の愛

Family Problems Information Center. ・ FPIC